金銭消費貸借契約書

貸主　　　　　　　（以下、「甲」という。）と、借主　　　　　　　（以下、「乙」という。）は、以下の通り、契約（以下、本契約という。）を締結する。

1. （目的）

本契約は、甲が、金銭（以下、借入金という）を乙に以下の条件で貸付け、乙がこれを甲から借受けることを目的とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 金額 | 金　　　　　　　円 |
| 利率 | 元金に対し年　　　　％ |
| 貸付日 | 年　　月　　日 |

1. （返済）

乙は、甲に対し、元金及び前条で定める利率の基づく利息（以下、利息という。）を、金　　　　　　　円ずつ計　　回、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日の間毎月末日までに、残金である金　　　　　　　円は　　　　年　　月　　日までに、甲の指定する方法により返済するものとする。

1. （期限の利益の喪失）
2. 乙が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、甲からの通知又は催告がなくても乙は当然に期限の利益を失い、直ちに残金を支払わなければならないものとする。
3. 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
4. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
5. 仮差押、差押又は滞納処分を受けたとき。
6. 乙が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、甲からの通知又は催告により、乙は当然に期限の利益を失い、直ちに残金を支払わなければならないものとする。
7. 元金又は利息の支払いを怠ったとき。
8. 第４条に定める報告義務を怠ったとき
9. 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
10. 乙が期限の利益を喪失したときは、支払期日の翌日から完済に至るまで、乙は甲に対し、元金及び利息の合計額に対して年　　　　％の遅延損害金を支払うものとする。
11. （報告義務）

乙は、乙の住所の変更その他本契約の履行に重大な影響を与える変更が生じた場合、甲に対して速やかにこれを報告するものとする。

1. （協議）
2. 本契約に定めがない事項については、甲乙誠意をもって協議の上これを定めるものとする。
3. 本契約について疑義が生じた場合、甲乙誠意をもって協議の上これを解決するものとする。
4. （合意管轄）

　本契約に関し紛争が生じたときには、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

本契約成立を証として本書１通を作成し、各自記名押印のうえ、甲がこれを保有し、乙にその写しを交付する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　　月　　日 | | |
| （甲） | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| （乙） | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |